

調査概要

【調査の趣旨】

平成20年4月に臨検・搜索制度が施行されてから26年3月までの6年間で、実施件数は、7件。実施件数の背景等を把握するため、平成27年5月、全児童相談所に対して調査を実施。

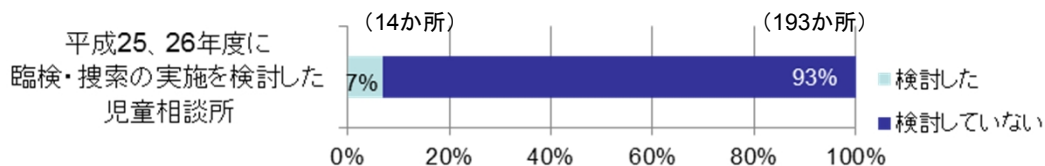
【主な調査項目】

- ① 平成25・26年度の臨検・搜索実施状況
 - 平成25・26年度に臨検・搜索の実施を検討した児童相談所
 - 上記児童相談所において、臨検・搜索を検討した件数及び実施した件数
 - 上記児童相談所において、臨検・搜索を検討したが実施しなかった理由等
- ② 臨検・搜索に至る手続きの簡素化に関する意見
- ③ その他、臨検・搜索を迅速に実施する方法

調査結果①

【①平成25・26年度の臨検・搜索実施状況】

- ・ 平成25・26年度に臨検・搜索の実施を検討した児童相談所は14か所(7%)。当該児童相談所において、実施を検討した事例は28件、そのうち実際に実施した事例は1件。
- ・ 臨検・搜索を検討したが実施しなかった事例(27件)については、全て「臨検・搜索の前段階で児童を現認できた」ことが理由とされている。



【臨検・搜索を検討したが、実施しなかった理由】

・ 臨検・搜索の前段階(出頭要求、立入調査、再出頭要求)で保護者が家庭訪問に応じる等により児童を現認できたため。

【臨検・搜索を検討したが実施しなかった事例について、どのような条件が整えば実施できたか。】

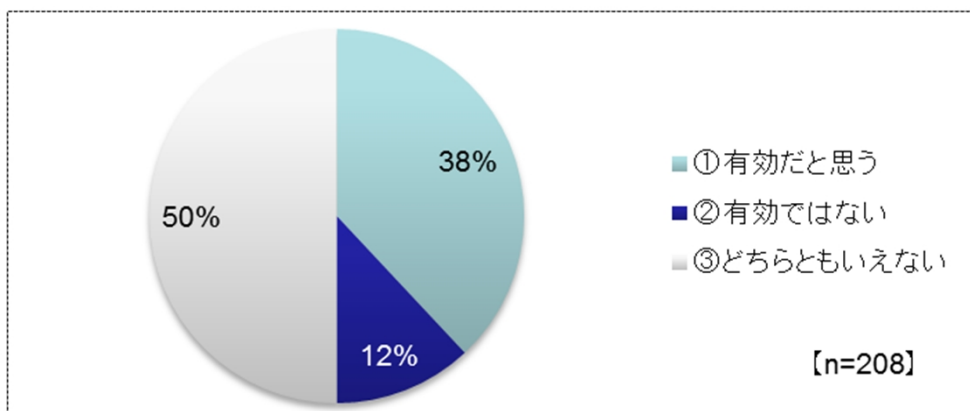
・ 臨検・搜索に至る前に児童を現認できたことから、実施のための条件に関する意見はなし。

調査結果②

【②臨検・捜索に至る手続きの簡素化に関する意見】

- ・ 臨検・捜索に至る手続きを簡素化することについて、「どちらともいえない」と回答した児童相談所は50%。「有効だと思う」は38%。

- 「出頭要求から臨検・捜索に至る手続きを簡素化し、例えば、立入調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検・捜索が可能となるようにすべき」という意見についてどう考えるか。



【「有効だと思う」と回答した主な理由】

- ・緊急の場合や乳幼児など他機関での確認が困難なケースについて、迅速に安全確認を行うことができる。

【「有効ではない」と回答した主な理由】

- ・強力な権限のため、段階を踏むことが必要と考える。
- ・直ちに実力行使を伴う臨検捜索を行うことで、より激しく親との対立を招くおそれがある。
- ・保護者の権利に配慮する必要がある。

【「どちらともいえない」と回答した主な理由】

- ・迅速な安全確認ができる一方、前段階の立入調査等で安全確認が可能な場合もある。
- ・手順を踏むことで保護者との関係改善や同意が図られる場合もあり、一概に言えない。
- ・児相の権限が突出し、その後の保護者との関係に支障が出るおそれがある。
- ・臨検捜索に至るケースがないので判断できない。

調査結果③

【③手続き簡素化以外で、臨検・捜索を迅速に実施する方法】

- ・ 手続き簡素化以外で臨検・捜索を迅速に実施する方法について、以下の意見があった。その他、児童相談所以外の別機関が臨検・捜索を行うべきとの意見もあった。

- ・裁判所への事務手続き(書式等)の簡素化。
- ・児童の現認確認日数、標準的な進行スケジュールの策定など、新たな基準等の整備。
- ・家庭裁判所、警察との連携強化。